



# 熊本県公報

第 1 2 6 2 8 号  
平成 29 年 6 月 9 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定 ..... (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定 ..... ( " ) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定 ..... ( " ) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定 ..... ( " ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定 ..... ( " ) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定 ..... ( " ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定 ..... ( " ) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定 ..... ( " ) 3
- 都市計画事業の認可 ..... (都市計画課) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録 ..... (高齢者支援課) 3
- 仮想デスクトップシステム用サーバ機器等の賃貸借に係る一  
般入札の参加資格等 ..... (情報企画課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法  
律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定 ..... (障がい者支援課) 4
- 道路の供用開始 ..... (道路保全課) 4
- 道路の供用開始 ..... ( " ) 5
- 公 告
- 土地改良区役員の退任及び就任 ..... (農村計画課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任 ..... ( " ) 6
- 農用地利用配分計画の認可申請 ..... (農地・担い手支援課) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請 ..... ( " ) 7
- 仮想デスクトップシステム用サーバ機器等の賃貸借に係る一  
般競争入札の実施 ..... (情報企画課) 8
- 県営土地改良事業の工事完了 ..... (農村計画課) 11
- 農用地利用配分計画の認可申請 ..... (農地・担い手支援課) 11
- 農用地利用配分計画の認可申請 ..... ( " ) 12
- 農用地利用配分計画の認可申請 ..... ( " ) 13
- 土地改良区清算人の退任 ..... (農村計画課) 13
- 登 載 依 頼
- 平成 2 9 年度県立高等学校実習生産品売払代金の収納事務の  
委託 ..... (高校教育課) 13

## 告 示

**熊本県告示第 5 9 2 号**  
 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サー  
 ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
 平成 2 9 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
株式会社ウィル エステート	訪問介護事業所 あ!じゃすと 山鹿	山鹿市古閑 1 0 6 3 - 2	平成 2 9 年 6 月 1 日	訪問介護

**熊本県告示第 5 9 3 号**  
 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する  
 法律(平成 2 6 年法律第 8 3 号)附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその  
 効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法(平成 9 年法律第  
 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとお  
 り指定したので、公示する。

平成29年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ウィル エステート	訪問介護事業所 あ！じゃすと 山鹿	山鹿市古閑10 63-2	平成29年 6月1日	介護予防訪問 介護

**熊本県告示第594号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成29年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社西金物 店	株式会社西金物 店「泰西」人吉 事務所	人吉市瓦屋町1 114-8	平成29年 6月1日	福祉用具貸与
株式会社西金物 店	株式会社西金物 店「泰西」人吉 事務所	人吉市瓦屋町1 114-8	平成29年 6月1日	特定福祉用具 販売

**熊本県告示第595号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成29年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社西金物 店	株式会社西金物 店「泰西」人吉 事務所	人吉市瓦屋町1 114-8	平成29年 6月1日	介護予防福祉 用具貸与
株式会社西金物 店	株式会社西金物 店「泰西」人吉 事務所	人吉市瓦屋町1 114-8	平成29年 6月1日	特定介護予防 福祉用具販売

**熊本県告示第596号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成29年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社寿泉	訪問看護ステー ション 光の風	宇城市松橋町萩 尾670番地	平成29年 6月1日	訪問看護

**熊本県告示第597号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成29年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類

有限会社寿泉	訪問看護ステーション 光の風	宇城市松橋町萩尾 6 7 0 番地	平成 2 9 年 6 月 1 日	介護予防訪問看護
--------	----------------	-------------------	------------------	----------

**熊本県告示第 5 9 8 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 9 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社山都	ヘルパーステーション 大星	上益城郡山都町北中島 5 0 5 番地 5	平成 2 9 年 6 月 1 日	訪問介護

**熊本県告示第 5 9 9 号**

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。  
平成 2 9 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社山都	ヘルパーステーション 大星	上益城郡山都町北中島 5 0 5 番地 5	平成 2 9 年 6 月 1 日	介護予防訪問介護

**熊本県告示第 6 0 0 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 9 条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。  
平成 2 9 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画道路事業 3・4・11 号西片西宮線
- 3 事業施行期間 平成 2 9 年 6 月 9 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県八代市西片町字乙津、中片町字米ノ口及び西宮町字源六地内  
使用の部分 なし

**熊本県告示第 6 0 1 号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。  
平成 2 9 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中 5 7 8 番地	山鹿ヘルパーステーション 山鹿市鹿本来民 9 6 2 番地 2	4 3 2 1 0 0 0 1 6	平成 2 9 年 5 月 3 1 日	訪問介護

**熊本県告示第 6 0 2 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3

72号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成29年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
仮想デスクトップシステム用サーバ機器等の賃貸借
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されており、かつ、要綱第6条に定める入札参加資格者名簿の営業種目「リース・レンタル（詳細業種「OA機器類」）」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成29年6月23日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第603号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成29年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
苓北医師会病院 天草郡苓北町富岡3600の3	平成29年6月1日
ダン永碓薬局 八代市永碓町1073-1	平成29年6月1日
海浜総合薬局 天草市久玉町5704番地5	平成29年6月1日
株式会社サイカイ薬局 天草郡苓北町富岡3597-17	平成29年6月1日

熊本県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年6月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	合志市大字野々島字花園 5036番地先から 同所 4931番地先まで	81.5	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成29年6月9日

熊本県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年6月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	荒尾市大字荒尾字上磯 155番2地先から 同所 156番2地先まで	50.5	防交安 (道路改良)
		荒尾市大字荒尾字上磯 51番1地先から 荒尾市大字荒尾字下磯 241番2地先まで	617.2	

2 供用を開始する期日 平成29年6月14日

公 告

熊本県公告第329号

宇城市に事務所を置く三角町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年6月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	天川 幸彦	宇城市三角町戸馳1905番地
理事	尾山 幸也	宇城市三角町戸馳715番地
理事	木村 哲也	宇城市三角町戸馳6670番地
理事	吉村 束	宇城市三角町戸馳4084番地1
理事	平川 恵人	宇城市三角町戸馳414番地
理事	佃 勝	宇城市三角町戸馳345番地3
理事	松下 潤一	宇城市三角町前越1900番地
理事	郡 正二	宇城市三角町前越956番地
理事	中川 泰広	宇城市三角町中村2350番地
理事	西山 春幸	宇城市三角町中村1509番地
理事	山川 茂	宇城市三角町郡浦399番地1
理事	梅田 正剛	宇城市三角町郡浦2449番地
理事	石塚 孝生	宇城市三角町郡浦1796番地
理事	西山 孝喜	宇城市三角町大口854番地
理事	山口 公明	宇城市三角町大口416番地
監事	上村 祐二	宇城市三角町戸馳4183番地

監事	高 藪 博	宇城市三角町郡浦 6 5 8 番地
監事	西 山 義隆	宇城市三角町大口 8 6 5 番地
就任		
理事	新 野 真司	宇城市三角町前越 8 6 8 番地
理事	坂 本 勝範	宇城市松橋町浅川 2 番地
理事	堀 文 人	宇城市三角町戸馳 2 8 9 8 番地 2
理事	池 田 和喜	宇城市三角町戸馳 6 7 4 8 番地 2 8
理事	中 川 幸治	宇城市三角町戸馳 3 1 3 番地
理事	前 田 和徳	宇城市三角町前越 2 1 1 0 番地
理事	森 川 力	宇城市三角町中村 8 5 9 番地
理事	大 黒 一利	宇城市三角町郡浦 2 7 9 番地 2
理事	中 山 正士	宇城市三角町郡浦 1 5 6 8 番地
理事	山 口 公明	宇城市三角町大口 4 1 6 番地
理事	西 山 義隆	宇城市三角町大口 8 6 5 番地
監事	平 川 恵人	宇城市三角町戸馳 4 1 4 番地
監事	谷 口 毅喜	宇城市三角町郡浦 2 4 0 0 番地

熊本県公告第 3 3 0 号

菊池市に事務所を置く旭志村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	上 田 巖	菊池市旭志伊坂 3 3 5 番地
理事	中 尾 純一	菊池市旭志伊坂 2 2 6 番地
理事	松 永 清純	菊池市旭志新明 1 4 1 5 番地 1
理事	坂 本 正光	菊池市旭志新明 2 3 1 7 番地 1
理事	安 武 信也	菊池市旭志伊萩 6 3 5 番地
理事	岩 根 茂男	菊池市旭志弁利 2 8 5 番地 1
理事	水 上 景一	菊池市旭志弁利 2 0 5 0 番地 2
理事	吉 田 秀孝	菊池市旭志弁利 2 8 0 0 番地
理事	石 原 裕章	菊池市旭志麓 2 5 3 2 番地
理事	齋 藤 秀明	菊池市旭志小原 5 1 0 番地
理事	桐 原 耕一	菊池市旭志尾足 9 6 0 番地 2
理事	青 木 和徳	菊池市旭志川辺 7 4 9 番地
理事	右 田 保臣	菊池市旭志川辺 2 8 9 番地
監事	有 田 一祐	菊池市旭志尾足 3 2 4 番地
監事	安 武 俊文	菊池市旭志伊萩 6 5 6 番地
就任		
理事	上 田 巖	菊池市旭志伊坂 3 3 5 番地
理事	田 中 輝男	菊池市旭志伊坂 3 0 9 番地 1
理事	永 田 靖幸	菊池市旭志新明 1 5 9 8 番地 1
理事	山 田 勝郎	菊池市旭志新明 2 4 7 6 番地
理事	安 武 俊文	菊池市旭志伊萩 6 5 6 番地
理事	岩 根 励志	菊池市旭志弁利 2 4 5 番地
理事	吉 良 義幸	菊池市旭志弁利 1 6 1 3 番地
理事	志 水 幸市郎	菊池市旭志麓 5 1 4 番地
理事	谷 田 英昭	菊池市旭志麓 2 5 6 1 番地
理事	東 浩 司	菊池市旭志小原 5 2 9 番地 2
理事	松 岡 孝治	菊池市旭志尾足 3 5 2 番地 2
理事	村 上 勝治	菊池市旭志川辺 5 9 5 番地 3

理事	青木 祐也	菊池市旭志川辺 6 8 9 番地
監事	下川 富夫	菊池市旭志麓 1 4 6 5 番地
監事	上野 幹信	菊池市旭志尾足 9 7 7 番地 1

熊本県公告第 3 3 1 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 6 月 9 日から同月 2 2 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
仲山 忠彰	玉名市下小田	玉名市両迫間字馬草田 5 2 番ほか 1 5 筆
中山 健生	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字田ノ尻 4 2 0 5 番
中山 健生	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字搔立 8 8 4 番ほか 1 2 筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉南方字塘外 2 0 番 2 ほか 3 筆

2 申請年月日

平成 2 9 年 5 月 2 4 日

熊本県公告第 3 3 2 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 6 月 9 日から同月 2 2 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡御船町大字高木字中須 1 0 1 番ほか 1 筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字下六嘉字蔵免 7 8 4 番 2 ほか 3 筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字下仲間字前田 1 0 3 9 番 1
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字堂下 2 0 2 5 番ほか 3 筆
立石 翼	阿蘇市黒川	阿蘇市乙姫字中川原上 2 6 8 番ほか 1 0 筆
山本 九州男	阿蘇市的石	阿蘇市的石字上濱利 1 3 4 0 番
渡邊 良作	阿蘇市一の宮町三野	阿蘇市一の宮町三野字拾式 1 6 3 9 番 1 ほか 1 筆
大津 耕太	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字中郷 6 2 1 番ほか 1 4 筆 〔一時利用地 阿蘇郡南阿蘇村大字両併字中郷 8 6 番ほか 2 筆〕
那須 勘作	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字平岩下 6 7 9 番ほか 1 筆
小村 仁	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡錦町大字西字追瀬 7 7 8 番

森岡 西男	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字才柿 1 0 3 0 番ほか 6 筆
東 吉次郎	人吉市東間上町	球磨郡相良村大字柳瀬字城ヶ峯 3 番 9 ほか 5 筆
桑原 義人	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字村ノ上 3 5 3 番 1
永尾 春馬	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字二反田 1 8 3 1 番 1
平川 雅智	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字村ノ上 4 0 8 番
有限会社大王牧場	人吉市瓦屋町	球磨郡相良村大字柳瀬字浜ノ上 8 1 8 番 2 4
内元 幸一郎	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字深水字買元 6 7 6 番ほか 2 筆
古川 十市	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字九反田 7 4 7 番 1
池田 武光	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字中高原 8 1 番 1 2 5 ほか 5 筆
宮原 栄司	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字吉ノ尾 9 8 5 番 2 7 ほか 2 筆

2 申請年月日  
平成 2 9 年 5 月 2 4 日

**熊本県公告第 3 3 3 号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 9 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達の名称  
仮想デスクトップシステム用サーバ機器等の賃貸借
- (2) 調達に係る発注・契約担当部局  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班（熊本県庁行政棟新館 9 階）
- (3) 調達に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- (4) 借入物品の規格、品質等  
仮想デスクトップシステム用サーバ機器等の賃貸借要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 借入期間  
平成 2 9 年 1 1 月 1 日（水）から平成 3 4 年 1 0 月 3 1 日（月）まで
- (6) 納入期限  
平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日（月）
- (7) 納入場所  
仕様書による。
- (8) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けたものを除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり IC カードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更により IC カードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額  
入札金額は、1 か月当たりの賃貸借料とする。見積に当たっては、6 0 月賃貸借料率で計算すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税



- 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年7月20日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年7月19日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成29年7月20日(木)午前11時
- (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年7月19日(水)午後5時(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付書においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けるときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。書面により入札書をお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃貸借料）に賃貸借月数（60 月）を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3) の申出期限
- イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局

- 6 その他
  - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 7 問合せ
  - (1) 問合せ先
    - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課情報基盤・セキュリティ班  
電話番号 096-333-2143  
ファックス番号 096-381-8211
    - イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
    - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
  - (2) 受付時間  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

- 8 Summary
  - (1) Name and Content of the products to be rent:  
Server equipment for virtual desktop system
  - (2) Date and Place for tender:  
Date: July 20th 2017  
11:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
  - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau, Department of Planning and Development  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo-Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
(9th floor of Prefectural Government New building)  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2143
  - (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第 334 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成 29 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	平野地区	平成 24 年 9 月 27 日	平成 29 年 3 月 29 日	熊本県

熊本県公告第 335 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年6月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成29年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社ミチファットリア	熊本市南区海路口町	熊本市南区畠口町字北一421番ほか3筆
河野 大介	熊本市南区会富町	熊本市南区並建町字白地39番ほか2筆
吉岡 優作	熊本市南区元三町	熊本市南区八幡二丁目1096番1ほか7筆
米田 巳紀男	熊本市南区並建町	熊本市南区並建町字村ノ前680番ほか1筆
木村 貴実	熊本市北区硯川町	熊本市北区硯川町字木ノ本616番ほか1筆
松本 勝典	熊本市北区下硯川町	熊本市北区硯川町字犬場822番1
中村 誠記	熊本市北区龍田	熊本市北区龍田三丁目2191番1
福山 和秀	玉名郡和水町平野	玉名郡和水町平野字津留186番2ほかほか112筆
古閑原 秀春	玉名郡和水町平野	玉名郡和水町平野字本村135番1ほか121筆
北原 幸典	玉名郡和水町平野	玉名郡和水町平野字栗原542番1ほか5筆
山崎 繁治	葦北郡津奈木町津奈木	葦北郡津奈木町大字津奈木字長原195番1ほか3筆
山崎 繁治	葦北郡津奈木町津奈木	葦北郡津奈木町大字津奈木字野々田134番2ほか3筆
堀田 信雄	葦北郡津奈木町津奈木	葦北郡津奈木町大字津奈木字日野田260番1ほか6筆

2 申請年月日  
平成29年5月25日

熊本県公告第336号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年6月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成29年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
小林 東洋一	菊池市原	菊池市原字藤坂602番1ほか1筆
中林 貴男	菊池市広瀬	菊池市長田字島廻191番ほか1筆
永田 勝行	菊池市片角	菊池市下河原字大坪4182番2
松岡 忠	菊池市玉祥寺	菊池市玉祥寺字北原373番ほか2筆
松岡 忠	菊池市玉祥寺	菊池市玉祥寺字上ノ平188番1ほか2筆
岩下 久美夫	菊池郡菊陽町戸次	菊池郡菊陽町大字戸次字年ノ神6番1ほか9筆
吉岡 正和	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字津久礼字若宮1098番1ほか1筆
株式会社きくよう	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字原水字南受1084番

アグリ	ほか 2 筆
2 申請年月日 平成 29 年 5 月 26 日	

熊本県公告第 337 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 6 月 9 日から同月 22 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字池田 209 2 番ほか 1 筆

2 申請年月日  
平成 29 年 5 月 30 日

熊本県公告第 338 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により平成 27 年 12 月 18 日付けで解散を認可した多良木町土地改良区の清算人が次のとおり退任した旨の届出があったので、同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 29 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲島郁夫

氏名	住所
吉村 守	球磨郡多良木町大字黒肥地 7386 番地
吉川 敏朗	球磨郡多良木町大字久米 109 番地の 2
吉田 良一	球磨郡多良木町大字奥野 1030 番地
尾方 敬次郎	球磨郡多良木町大字久米 333 番地
福屋 高	球磨郡多良木町大字久米 1404 番地
柳原 繁美	球磨郡多良木町大字多良木 217 番地
湊田 十四勝	球磨郡多良木町大字多良木 1510 番地
野島 康一	球磨郡多良木町大字久米 788 番地
吉村 征也	球磨郡多良木町大字黒肥地 5675 番地の 3
田中 林平	球磨郡多良木町大字多良木 1814 番地
田山 直実	球磨郡多良木町大字多良木 778 番地
川辺 富一	球磨郡多良木町大字奥野 1152 番地
那須 長典	球磨郡多良木町大字久米 1685 番地
椎葉 洋行	球磨郡多良木町大字黒肥地 4289 番地
猪口 孝光	球磨郡多良木町大字黒肥地 8570 番地の 5

登載依頼

熊本県教育委員会告示第 10 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次の売払代金の収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 29 年 6 月 9 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

委託した相手方の名称及び所在地	委託した事務	委託期間
熊本県畜産農業協同組合 熊本市東区桜木六丁目 3 番 5 4 号	熊本農業高等学校、 菊池農業高等学校の 実習生産品売払代金 の収納	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで

	南稜高等学校の実習 生産品売払代金の収 納	平成 29 年 5 月 10 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで
熊本県花き園芸農業協同組合 熊本市南区南高江五丁目 6 番 7 1 号	熊本農業高等学校の 実習生産品売払代金 の収納	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで
熊本大同青果株式会社 熊本市西区田崎町 4 8 4		
熊青西九州青果株式会社 熊本市西区田崎町 4 8 4		
有限会社 植木青果市場 熊本市北区植木町岩野 7 6 - 1	鹿本農業高等学校の 実習生産品売払代金 の収納	平成 29 年 4 月 17 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで
八代青果食品株式会社 八代市新浜町 1 - 1	八代農業高等学校の 実習生産品売払代金 の収納	平成 29 年 4 月 28 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで
菊池地域農業協同組合 菊池市旭志川辺 1 8 7 5 番地	菊池農業高等学校の 実習生産品売払代金 の収納	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで
球磨畜産農業協同組合 球磨郡錦町一武 1 5 4 6	南稜高等学校の実習 生産品売払代金の収 納	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで